

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、企業価値をより一層高め、株主の皆様、お客様及び社会に信頼される企業であり続けることが、企業の社会的責任であると認識しております。そのため、社外取締役及び社外監査役を選任し、客観的な経営監視機能の強化、並びに適時適正な情報開示の推進による透明性の確保に努めるなど、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、コンプライアンスの徹底が企業の社会的責任を果たすための基盤であるとの認識に立ち、全社を挙げてその強化に取り組んでおります。当社では遵守すべき重要な事項を「INA Compliance Handbook」として制定し、コンプライアンス遵守のための基本的な行動指針を定め、すべての役員及び従業員が企業活動においてコンプライアンスの遵守を常に優先し、日々行動するよう徹底しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、以下の原則、補充原則を除き、コーポレートガバナンスの各原則を実施しております。

##### 【補充原則1 - 2 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】

当社の期末株主名簿における機関投資家及び海外投資家の割合は、直近の事業年度末で5%を超えた程度であったため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を実施しておりません。

株主構成の変化に応じ、今後検討を行ってまいります。

##### 【補充原則4 - 10 指名・報酬に関する委員会の関与・助言】

現在、取締役会は役付取締役3名、社外取締役3名の6名体制で、社外取締役のうち2名が独立社外取締役(うち1名が女性)であり、筆頭独立社外取締役を選任しております。

独立取締役が取締役の過半数には達していないため、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を今後強化していくうえで、独立社外取締役の増員もしくは独立社外取締役を主とする指名委員会や報酬委員会などの設置を継続的に検討してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、子会社株式でなく、かつ純投資目的以外の目的で保有する株式を政策保有株式と位置付けており、原則として、政策保有株式を保有いたしません。

ただし、業務提携、共同研究・開発等の戦略的パートナーとして取引の維持・発展が期待できる銘柄に関しては、総合的な検討を行い、保有の可否を決定します。

同株式に関しては年に1回、取締役会で保有する意義または合理性を確認し、保有の継続の可否を決定します。

政策保有株式に係る議決権行使については、議案が 当社の企業価値を毀損させることがないか、発行会社の効率かつ健全な経営に役立つ企業価値の向上を期待できるかどうか、などの観点から個別議案の精査を行い、賛否の判断を行います。

##### 【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社では、「取締役会規程」に「関連当事者間の取引」が取締役会の決議事項であることを明記した上で、その実施要領である「関連当事者取引実施規則」に沿って、関連当事者取引を審議・承認し、関連法令に従い株主総会招集通知や有価証券報告書で関連当事者間の取引内容を開示しております。

また、承認後の変更管理についても規定しております。

##### 【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

###### ・女性社員:

当社業務の特性に鑑み、女性従事者の重要性は開業当初より認識されております。

働きやすい職場づくりをさらに推進するため、今年度より女性の活躍と労働問題に詳しい社外取締役を迎え一層の改善に努めます。

なお、現在管理職に占める女性社員の割合は19.2%となっており、政府目標である30%を2020年代中に達成すべく改善に努めます。

###### ・外国人:

当社の事業においては海外取引先(顧客及び業務委託先)との連携が重要であることを踏まえ、また特殊業務に対する外国人への技術依存が必須であることを踏まえ、現状8名の外国人を採用し、業務内容で区分されるチームにそれぞれ配属されております。

これらメンバーに関しては、中核人材として育成し、管理職への登用を目指します。

なお、過去には現場のチームリーダー、子会社の施設長や現地社長、海外営業所長に登用した事例があります。

###### ・中途採用者:

当社事業に関連する知識・技術・ノウハウの保有者や新規技術開発に必要な人材は、その特殊性のため国内外において希少であり、これまでも経験者の中途採用を積極的に行ってまいりました。

現状の中途採用者は全社員の約55%であり、管理職に占める中途採用者の割合が約70%を超えています。現状の傾向は当面維持する方針です。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、現在企業年金を導入しておりません。

将来導入する際には、アセットオーナーとしての機能が発揮できる適切な人事面や運用面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示いたします。

また、その際、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにいたします。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(i) 当社は、社是や経営理念、企業ビジョン等については、決算説明会等にて発表する他、当社ウェブサイトにて公開しております。

(当社の社是・経営理念等: <https://www.ina-research.co.jp/company/idea>)

(ii) 当社のコーポレートガバナンスの基本方針につきましては、本報告書 - 1 . 及び当社ウェブサイトにて開示しています。

(当社のコンプライアンス方針等: <https://www.ina-research.co.jp/company/compliance>)

(iii) 当社では、経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を定め、本報告書 - 1 及び株主総会招集通知及び当社ウェブサイト (<https://www.ina-research.co.jp/wp-content/uploads/2021/05/INA-IR-47th-Notice-Shareholders-Meeting-AnnualGeneral-Convocation.pdf>) にて開示しています。

(iv) 当社は、経営陣幹部について、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人材であることを基準としております。

取締役についてはその基準に相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を、監査役については、財務・会計に関する見識または当社事業分野に関する知識、もしくは上場企業における取締役・監査役を行った経験を有し、客観的な観点から監査を行なえる人物を、独立役員については東京証券取引所が定める独立性の要件を満たすとともに、経営陣に対する適切な意見表明や指導・監督を行う能力を有する人物を、それぞれ法令や役員規程に則り、取締役会での審議を経て候補者に選任・指名し、株主総会で決定しております。

取締役の評価に関しては、四半期毎に各取締役から提出される業務執行状況報告書の確認及び各取締役とのヒアリングを、取締役全員及び監査役全員参加のもとで実施し、公正かつ透明性の高い取締役評価を行っております。

< 務執行報告書に記載される項目 >

・人材と学習、業務プロセス、顧客、財務の各視点から会社の課題を基に各取締役課題に展開し、四半期毎の課題達成状況に関して数値で報告を求めます。

(v) 当社は、取締役・監査役の選任に関する判断材料となる略歴や重要な兼職の状況等を株主総会招集通知及び当社ウェブサイト

(<https://www.ina-research.co.jp/wp-content/uploads/2021/05/INA-IR-47th-Notice-Shareholders-Meeting-AnnualGeneral-Convocation.pdf>) にて開示しております。

また、取締役の解職、解任を行ったときは、その理由を適時開示いたします。

【補充原則4 - 1 経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っています。

取締役会は、法令及び定款、取締役会規程に定められた事項を決定しています。

経営会議は、代表取締役が議長となり、各業務分野の執行責任者である執行役員で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議しています。

経営会議の結果は、各取締役・監査役に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対応できる仕組みとしています。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役について、東京証券取引所が定める独立性の基準をもとに、当社と人的な関係、役員が関与した取引関係及び資本関係がないこと、さらに一般株主と利益が相反しないことが明確であり、かつ経営陣に対する適切な意見表明や指導・監督を行う能力を有する人物を、それぞれ法令や役員規程に則り、取締役会での審議を経て候補者に選任・指名し、株主総会で決定しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の多様性に関する考え方等】

当社は、経営陣幹部について、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人材であることを基準とし、取締役についてはその基準に相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を、国籍、性別を問うことなく求めております。

当該能力を有する人物を、それぞれ法令や役員規程に則り、取締役会での審議を経て候補者に選任・指名し、株主総会で決定しております。

当社の取締役会は代表取締役を含む3名の役付取締役と3名の社外取締役(うち2名は社外独立取締役)の計6名で構成しており、各取締役は企業経験、業界経験、グローバルビジネス、技術、財務・会計、労務・人材育成、法務・リスク管理、多様性、環境、ガバナンスの各分野において、専門的知識と豊富な経験を有しており、取締役会としての役割、責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。また、役付取締役のもとに執行役員6名を配し、業務執行の機動性と柔軟性を高めております。

社外取締役3名のうち2名は、他社での経営経験を有しており、ジェンダーにおける多様性という点についても、従業員の大多数が就業する長野県において、県職員として労働問題・女性活躍等様々な分野に携わり、子育て・子ども若者支援等の次世代育成支援に関し、県行政を統括する部長職経験者である女性を社外独立取締役に選任しております。

また、筆頭社外独立取締役に選任しております。

当社は、各取締役の専門性・経験等をまとめたスキルマトリックスを作成し、当報告書最終ページに掲載しています。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、取締役・監査役の責務が十分に果たされるよう、社外取締役・社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っています。

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知にて、毎年開示を行うこととしております。

社外取締役3名のうち1名は、当社と業務資本提携を行った非上場会社の常務取締役を兼任していますが、当社の業務執行を行う上で支障はないものと判断しています。

また、社外取締役の他の1名は、福祉関係の一般社団法人の監事を行なっておりますが、当社業務との関連はなく、当社の業務執行を行う上で支障もないものと判断しています。

その他の取締役4名は、当社グループ以外の他社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

社外監査役のうち1名は、当社グループ以外の他の会社の役員を兼任しておりますが、当社との事業上の取引はなく、利益相反のリスクはございません。

また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

当社では、四半期ごとに常勤取締役より業務執行状況報告書の提出を求め、取締役と監査役が全員参加する場でヒアリングを行いつつ、取締

役の業務執行状況を監督、評価しております。

また、監査役会は取締役会終了後に1名ずつ全取締役より定期的にヒヤリングを行い、業務執行状況の確認を行っております。

その結果、取締役会の構成、運営等に関し、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保されていると判断しております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役へのトレーニングの方針】

当社では、取締役・監査役がその役割と責務を果たすために必要な知識を得る機会を継続的に提供しております。

新任役員の就任時に当社の主要事業の内容や業績状況の説明を行うとともに、求められる役割と責務についての外部セミナーに参加させています。

なお、独立役員の就任時には独立役員の実務に関する研修書籍の配付も行っております。

また、経営層としての見識を広めてもらうため、外部の経営層向け月例研究会の会員となり、当社役員に聴講の機会を与え、継続的に啓蒙を図っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、幅広いステークホルダーからの意見や要望を経営に反映させることが重要であると認識しております。

そのため、代表取締役をIR担当取締役に据えるとともに、総務担当執行役員が所管する総務部をIR担当部署としています。

ホームページや電話等でのアクセスには積極的に対応するとともに、株主総会時には希望者の現場見学会も実施しています(なお、ここ2年間はコロナ禍で実施を見合わせております)。

なお、上記の際にはフェアディスクロージャーに十分に留意し、未公表の重要な内部情報(インサイダー情報)についてはその管理を徹底しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中川賢司	448,500	14.95
オリエンタル酵母工業株式会社	443,800	14.79
中川博司	187,400	6.24
株式会社SBI証券	123,800	4.12
イナリサーチ従業員持株会	115,000	3.83
小沼滋紀	88,800	2.96
杏林製薬株式会社	53,000	1.76
中川睦子	44,500	1.48
田原由貴子	37,000	1.23
昭和商事株式会社	30,000	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
芦部喜一	他の会社の出身者													
新井秀夫	他の会社の出身者													
佐藤尚子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芦部喜一		独立役員に指定しております。	社外にて培った企業経営に関する高い見識と経験を当社の経営に反映する役割を期待し、選任しております。 独立役員に指定した理由は、東京証券取引所が一般株主の方と利益相反を生じる可能性があるとする属性に一切該当しないことから、そのおそれがないと判断し、中立的な立場で経営の意思決定、執行に関して監督・助言することを期待し、選任するものであります。

新井秀夫		世界的にバイオ事業を展開する企業で国内外での多様な業務を経験し、取締役として経営にも深く参画しており、当社経営全般に対し有用な助言、提言を行っていただく役割を期待し、選任いたしました。
佐藤尚子	独立役員に指定しております。	長野県職員として、保健・医療、女性活躍等様々な分野に携わり、県行政を統括する部長職を経験していることから、その豊富な経験や外部からの視点を、SDGs(持続可能な開発目標)へのアプローチなど、重要経営課題に反映する役割を期待し、選任いたしました。 独立役員に指定した理由は、東京証券取引所が一般株主の方と利益相反を生じる可能性があるとする属性に一切該当しないことから、そのおそれがないと判断し、中立的な立場で経営の意思決定、執行に関して監督・助言することを期待し、選任するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人から監査計画の概要、監査重点項目等について説明を受けるほか、必要に応じて監査法人の往査への立会い、監査講評の報告会出席及び内部統制の整備状況等について情報の共有化と意見交換を行っております。

当社では、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、経営組織、制度及び業務運営が法令等に準拠し、有効かつ効率的に執行されているかを検証・評価しております。

監査役と内部監査室については特に連携が必要であり、監査役と内部監査室全員による連絡会を開催し、監査方針、監査計画及び監査結果とその改善状況並びに内部統制の整備状況等に関して報告と意見交換を行っております。その他、年間を通じて情報の共有化に努めるとともに、子会社監査の往査などについて必要に応じて連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松崎堅太郎	他の会社の出身者													
浦野正敏	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家



- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松崎堅太郎		独立役員に指定しております。 なお、公認会計士事務所を開設されていますが、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	地元において公認会計士事務所を開業しており、国際会計分野にも精通していることから、海外子会社の経理・財務面での提言を受けております。公認会計士・税理士としての経験と専門知識に基づく助言、監督をいただく役割を期待し、選任しております。 独立役員に指定した理由は、東京証券取引所が一般株主の方と利益相反を生じる可能性があるとする属性に一切該当しないことから、そのおそれがないと判断し、中立的な立場で経営の意思決定、執行に対する妥当性等を監査することを期待し、選任するものであります。
浦野正敏		独立役員に指定しております。	上場企業の取締役・監査役を永年努めた経験から、当社の経営に有効な助言・監督をいただく役割を期待し、選任しております。 独立役員に指定した理由は、東京証券取引所が一般株主の方と利益相反を生じる可能性があるとする属性に一切該当しないことから、そのおそれがないと判断し、中立的な立場で経営の意思決定、執行に対する妥当性等を監査することを期待し、選任するものであります。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

## その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

業務執行を担う取締役には業績報酬があり財務状況を踏まえて実施されます。なお、実施する場合は前事業年度における各取締役のジョブサイズポイント比をベースとして、特記すべき事項等を勘案の上配分を決定することとし、その総額は前事業年度当期純利益実績の最大10%としております。

業績指標として当期純利益を選定した理由は、当期純利益の増加が株主資本の増加となり、将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識するからです。

業績連動報酬については最大で基本報酬の5割程度としております。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

2021年6月24日開催の株主総会において、社外取締役の1名増員及び社外取締役の責務や期待される役割が増大すること等を勘案し、相当と考えられる金額として決議された年額1億円(うち社外取締役分600万円以内)の範囲内において、取締役会の承認に基づいて支給しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法は、取締役会にて決定することとしており、2021年2月10日開催の取締役会において以下のとおり決定しております。方針の内容の概要は以下のとおりです。

#### ( )基本方針

当社は、コーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけて、継続的な企業価値の向上につながることを、また業務執行・経営監督の機能に応じそれぞれが適切に発揮されることを、基本方針としております。

主な内容は以下のとおりです。

イ) 企業目標である「明日の医療を実現する」ため継続的な企業価値の実現を促すものであること

ロ) そのためには、中長期的な成長を動機づけるものであること

ハ) 優秀な人材を確保し維持できること

ニ) 公平・公正であること

#### ( )報酬の内容等

当社取締役が担うべき機能・役割を基本とし、同規模の他企業との比較や地域性を加味しながら当社の財務状況を踏まえて設定しております。

取締役の報酬の総額については、2021年6月24日開催の株主総会において年額1億円(うち社外取締役分600万円以内)と決議されており、その範囲内において、取締役会の承認に基づいて支給しております。

#### イ)基本報酬

常勤取締役の基本報酬は、従業員のモデル最高給者をベースとする基本部分と、取締役毎にそれぞれの役割・責務に基づいて査定されたジョブサイズポイントにジョブサイズ単価を乗じた加算部分とで構成され、毎月現金で支払うこととしております。

ジョブサイズポイントの査定項目の概要は以下の通りです。

- ・組織、人事：管理責任・指導育成義務・管轄する組織の規模(人数)等
- ・法的責任：業務に関連する法規制チェックリストにより査定
- ・個人資質、行動：会社へのロイヤリティ、他の取締役及び部下からの信頼等
- ・取組実績、達成事項：全社数値目標への貢献度合い、部門課題の達成状況

#### ロ)業績連動報酬

業務執行を担う取締役には業績報酬があり財務状況を踏まえて実施されます。なお、実施する場合は前事業年度における各取締役のジョブサイズポイント比をベースとして、特記すべき事項等を勘案の上配分を決定することとし、その総額は前事業年度当期純利益実績の最大10%としております。

業績指標として当期純利益を選定した理由は、当期純利益の増加が株主資本の増加となり、将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識するからです。

なお、当事業年度および直前3事業年度の当期純利益の推移は以下の通りです。

第44期(2018年3月期) 1億4,400万円

第45期(2019年3月期) 5,600万円

第46期(2020年3月期) 3,600万円

第47期(当事業年度:2021年3月期) 2億3,200万円

取締役毎の業績連動報酬は12等分し、毎月現金で支払うこととしております。

但し、前事業年度の活動の結果としての配当が無配だった場合は当期純利益を計上していても業績連動報酬は実施いたしません。

ハ) 非常勤の取締役の報酬については、同規模の他企業との比較や地域性を加味しながら当社の財務状況を踏まえて設定しております。

また、経営の監督機能を担う取締役会長及び社外取締役については、独立性を確保する必要があることから業績連動報酬の対象外としております。

#### ニ)非金銭報酬(株式報酬、ストックオプション含む)

復配後に検討すべき事項と考えており、現時点では採用しておりません。

#### ホ)個人別報酬における各種類(基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等)の比率

業績連動報酬については最大で基本報酬の5割程度とし、非金銭報酬については現時点では定めておりません。

ヘ)当社は、2013年6月27日開催第39期定時株主総会におきまして、取締役及び監査役への役員退職慰労金制度を廃止しております。

#### ( )審議・決定プロセス

イ)取締役会は四半期ごとに業務執行を担う各取締役より「取締役の業務執行状況報告書」により、課題の進捗状況について報告を受けております。

ロ)代表取締役社長 中川賢司は株主総会後の第1回取締役会において、当事業年度の取締役の役員報酬について、各取締役の職務内容、責任の大きさ、業務執行の状況、貢献度等を勘案の上、基本報酬及び業績連動報酬に関する基本方針を提案いたします。

ハ)取締役会は、代表取締役社長 中川賢司の提案について説明を受け、質疑応答を行った上で、その基本方針を承認し、最終的な各取締役のジョブサイズの査定・調整等を代表取締役社長 中川賢司に再一任いたします。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつ



つ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

二)代表取締役社長 中川賢司は各取締役の報酬を確定し、7月度支払分より新報酬に移行いたします。

なお、直近事業年度における報酬額は以下の通りです(「第47期定時株主総会招集ご通知」記載内容)。

・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当っては、取締役会において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を実施することで、決定方針に沿うもの判断しております。

・役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

2021年3月期(2020年4月1日～2021年3月31日)実績

区 分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
取締役 合計	報酬等の総額34,840	内訳 基本報酬34,840	業績連動報酬等 0	非金銭報酬等 -	対象となる役員の員数 6
(うち社外取締役)	報酬等の総額(1,920)	内訳 基本報酬(1,920)	業績連動報酬等(-)	非金銭報酬等(-)	対象となる役員の員数(2)
監査役 合計	報酬等の総額13,564	内訳 基本報酬13,564	業績連動報酬等 -	非金銭報酬等 -	対象となる役員の員数 3
(うち社外監査役)	報酬等の総額(4,440)	内訳 基本報酬(4,440)	業績連動報酬等(-)	非金銭報酬等(-)	対象となる役員の員数(2)
役員 合計	報酬等の総額48,404	内訳 基本報酬48,404	業績連動報酬等 0	非金銭報酬等 -	対象となる役員の員数 9
(うち社外役員)	報酬等の総額(6,360)	内訳 基本報酬(6,360)	業績連動報酬等(-)	非金銭報酬等(-)	対象となる役員の員数(4)

(注)

1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第35期定時株主総会において、年額1億円以内(うち社外取締役分300万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役1名)です。

3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第34期定時株主総会において、年額1,500万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)です。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートする担当部門は特に決めておりませんが、状況に応じて、内部監査室、総務部、経理部で適宜対応しております。また、取締役会の議事、その他必要な情報を提供しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)現状の体制の概要

【業務執行】

2021年6月24日開催の第47期定時株主総会にて選任されました通り、経営の意思決定機関である取締役会は6名(男性5名・女性1名)の取締役から構成され、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行の状況を監督しております。なお、3名は社外取締役で、中立的な立場から経営に対する監督・助言を行っております。また、経営全般において迅速かつ適切な意志決定ができる体制を実現するべく、経営の意思決定支援機関として執行役員6名(男性6名)で構成される経営会議を設置しております。経営会議は、月2回の開催を定めておりますが、現在は意思決定のスピードアップを図るため、原則として毎朝開催し、取締役会決議事項以外の経営の重要事項を審議・決定するとともに、取締役会の決議事項について必要に応じて事前に検討を行っております。

【監査・監督】

当社は2007年11月7日開催の臨時株主総会において監査役会を設置しており、常勤監査役1名(男性)、非常勤監査役2名(男性2名)から構成されております。

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役等から業務執行状況に関する報告を受けております。また、監査役監査方針及び監査計画に基づき経営の適正な監督を行うとともに、内部監査室との連携の下、業務監査を行い、随時必要な提言・助言及び勧告を行っております。

当社は、企業経営や会計などの分野における豊富な経験と高い見識に基づいた、広範かつ高度な視点で監査を実施するため、社外監査役を選任しており、非常勤監査役の2名は社外監査役であります。

内部監査は、社長直轄組織である内部監査室が行っております。経営組織、制度及び業務運営が法令等や社内規程に準拠し、有効かつ効率的に執行されているかの観点から監査を実施し、その結果を社長に報告しております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。会計監査業務の執行は、指定有限責任社員(業務執行社員)である公認会計士陸田雅彦氏、下条修司氏の2名が行っており、他に公認会計士2名、その他2名の計4名がその業務の補助を行っております。また、当社と有限責任監査法人トーマツ及びその業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

(2)会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況など

取締役会は定例で月1回開催し、経営上のあらゆる課題やリスク回避について議論を行っており、監査役は全ての取締役会に出席し、意見を述べております。その他、常勤監査役は会社の重要な会議に全て出席し、あらゆる角度から会議の内容を分析し、情報収集を行っております。監査役会は毎月1回開催し、取締役会並びに会社の重要な会議に出席した内容をもとに協議し、情報を共有するとともに監査計画の策定、見直しを行っております。また、会計監査人から監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて随時情報交換を行っております。

内部監査室は目標の進捗状況、各種法令及びこれに準拠した社内ルールや規則の遵守状況、リスクマネジメントの管理、対応状況などを中心に各部署を監査し、その結果を分析し、代表取締役に報告しております。代表取締役はこの報告をもとに改善を指示し、経営の効率化及びリスク回避を行っております。

(3)監査役の機能強化に向けた取組み状況

社外監査役2名はいずれも当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有していない独立性の高い監査役であり、常勤監査役は当社に従業員として20年以上在籍し、海外子会社勤務、総務部長を経験、執行役員就任後も内部監査室長、試験研究センター副センター長を歴任するなど当社の業務全般に精通しております。また、各監査役は必要に応じて随時、業務担当取締役又は執行役員と意見交換を行うなど、経営監視強化に努めております。

(4)取締役、監査役が会社との間で締結している責任限定契約について

当社と社外取締役ならびに社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は企業価値の向上を図るために、法令遵守はもとより、経営における透明性を確保し、経営管理機能を強化することが重要と考えております。そのために監査役会を設置し、取締役会及び監査役会の機能強化を中心とした企業統治の充実を図っております。

また、社外取締役、社外監査役を招聘し、より経営の透明性を確保していくことで、株主、投資家等の皆さまの信認を得られるものと考えております。

社外取締役は、豊富なビジネス経験及び経営経験を通じて培った幅広い識見から、当社の経営全般についてご指導をいただいております。

社外監査役は、職務経験を通じて培った高度な専門性を活かし、当社の企業統治レベルの向上に貢献していただいております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月24日の株主総会開催日に対し、2021年5月28日に招集通知をTDnetにて縦覧し、ホームページにも掲載いたしました。招集通知は2021年6月4日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年6月29日が集中日であるのに対し、2021年6月24日に開催いたしました。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社及び当社グループの情報開示に関する考え方や情報開示方法をまとめた「ディスクロージャーポリシー」を制定し、ホームページに掲載し公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算のアナリスト・機関投資家向け説明会を実施しております。2021年3月期は6月11日にWEB上で開催し、決算説明会資料をホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及びアナリスト向け決算説明会で使用した資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門は総務部であります。IR担当役員は代表取締役社長 中川賢司、情報開示責任者は執行役員 管理部門担当 野竹文彦であります。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「INA Compliance Handbook」を制定し、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「INA Compliance Handbook」の中でCSRを最重要課題として位置付けるとともに、年度の経営計画の中で環境目標を定め、実践しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「INA Compliance Handbook」の中で、関係法令・規則に則り、タイムリーに適正かつ正確な情報を開示することを規定しております。
その他	2021年6月24日開催の第47期定時株主総会において、取締役6名の内、女性1名(16.6%)を独立社外取締役に選任いたしました。監査役(3名)、執行役員(4名)・部長級(12名)には女性はありません。課長級(リーダー)10名の内、女性5名(50.0%)を登用しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況】

当社は、健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応えた良質な企業統治体制を確立するため、リスクマネジメントと有効な内部統制の構築・運営を図ることを重要課題としております。2008年1月15日開催の取締役会におきまして、「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制」（会社法第362条第4項6号）を整備するための方針として「内部統制システムの基本方針」を定めました。また、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（2015年法務省令第6号）への対応として2015年5月15日開催の取締役会におきまして基本方針の内容を一部改定いたしました。この基本方針に従って、より効率的かつ実効性のある内部統制システムの構築・運営を図ってまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 「INA Compliance Handbook」に基づき、取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に準じた行動を確保するための体制を確立する。
- 2) コンプライアンス委員会はコンプライアンス状況について、必要に応じて取締役会に報告するものとする。
- 3) 社内コンプライアンス推進者及び社外コンサルティングによるコンプライアンスヘルプラインを構築し、効果的な運用を図る。
- 4) 社長直轄の内部監査室を設置し、定期的に監査を実施し報告させることで、社長及び常勤監査役が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況を常に把握する。
- 5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、当社の「反社会的勢力排除宣言」、「INAコンプライアンス行動規範」に従い、組織全体として毅然たる態度で臨むものとし、反社会的勢力との取引を一切排除する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び報告など取締役の業務執行に係る情報は、法令、情報セキュリティポリシー基本方針、文書管理規程及び関係社内規程の定めるところに従い適切に保存・管理する。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

事業上のリスクについては、「リスクに対する基本ポリシー」に従って対応し、必要に応じてそれぞれの担当部門が規程及びマニュアル等を整備し、周知・徹底を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- 1) 取締役会は中期経営計画及び年度経営計画を策定し、各部門担当取締役はそれらに沿った具体的、効率的な職務遂行体制を構築する。
- 2) 取締役会規程及び組織規程において、取締役、各担当部門及び使用人の責任を明確にする。
- 3) 各部門担当取締役は、職務の遂行状況を取締役会において定期的に報告し、施策及び効率的な職務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- 4) 取締役会の下部組織として経営会議を設置し、取締役本来の職務執行に専念できる体制を整えるとともに、取締役の意思決定支援を行う。
- 5) 業務の執行に当たっては、稟議規程に従って所定の権限者の承認を得て行う体制を整備する。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制については、必要に応じて、当社の各担当部門が指導・監督する。また、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況を的確に把握し、適正な取引を行う体制を整備する。
- 2) 子会社には、必要に応じて、当社の監査役もしくは内部監査室が監査を実施するとともに、当社の監査役及び内部監査室がモニタリングを行い、必要に応じて監査を実施することにより、子会社の適正な業務の運営を維持する。
- 3) 子会社の運営方針の決定や重要な研究開発、設備投資等の意思決定に当たっては、当社の経営会議において事業戦略上の目的とリスク状況を踏まえ、十分な検討を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役会事務局を設置し、当該使用人を監査役会事務局に配置するものとする。
- 2) 当該使用人は、監査役より指示・命令された監査業務に関して、取締役、所属部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- 3) 取締役は前号の使用人の独立性に配慮し、当該使用人の人事考課については監査役が行う。
- 4) 当該使用人の人事異動、報酬等その他雇用条件に関する事項については、監査役会の同意を得た上で取締役会で決定する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、または著しく影響を及ぼす重要事項、法令等の違反行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告する。
- 2) 監査役に対し、監査役が必要と判断した重要会議に出席する権限及び重要な議事録、稟議書の閲覧権を付与する。
- 3) 内部通報担当部門は、当社監査役に内部通報の状況等を報告する。
- 4) 通報を行った者が当該通報を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

9. その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は定期的に社長と会合を持ち、意見交換することができる。
- 2) 監査役は監査業務の必要に応じて弁護士、会計士等の専門家の助言を受けることができる。
- 3) 監査役は会計監査人及び内部監査室と円滑に連携して、取締役の業務の執行状況及び使用人の業務状況等を的確に把握することができる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に関する基本方針と体制整備状況】

当社は、医薬品・食品等に関連する研究支援会社としての社会的責任を強く自覚し、誠実かつ公正な事業活動を行うため、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力・団体等との絶縁を掲げております。

2007年11月7日開催の取締役会において、反社会的勢力等排除宣言を採択し「INA Compliance Handbook」、「リスクに対する基本ポリシー」を通じ役員・全従業員への周知徹底を図るとともに、総務部が中心となり、警察、その外郭団体等との不測の事態に備えた連携関係の強化や情報収集に努めております。



その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社のコーポレート・ガバナンス体制】





